

商品概要説明書

リフォーム・無担保住宅ローン（協同住宅ローン保証型）

（2024 年 4 月 1 日現在）

商品名	リフォーム・無担保住宅ローン（協同住宅ローン保証型）
ご利用いただける方	○当 J A の営業地区内に在住または在勤する個人の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○リフォーム資金 ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金および住宅関連設備等の設置を目的とする資金。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電設備、蓄電設備、エネファーム等省エネ・エコ関連設備。 ○住宅借換資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅の他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローン（お借入後 3 年以上経過していること）およびリフォームローンのお借換を目的とする資金。土地のみの借入金の借換は対象外となります。 ○住宅購入・建築資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目的とする資金。 ①住宅の新築 ②新築・中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションの購入を含む。）。 ③現在居住中の住宅の隣接地および底地購入 ○空き家解体資金 空き家解体を目的とする資金。 対象となる空き家は、ご本人または家族が所有する建物であり、事業専用で使用していた建物でないこと。

	○共通 いずれの資金においても、付随して発生する諸費用（事務手数料・保証料、長期火災共済（保険）掛金・保険料、仲介手数料、登記費用、印紙代、不動産取得税、消費税等）もあわせてお借入れいただけます。
借入金額	○10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 （資金使途が空き家解体資金の場合は、500 万円以内）
借入期間	○6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。 （資金使途が空き家解体資金の場合は、10 年以内）
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間（3 年・5 年・10 年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭およびホームページでお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（当 J A の個人向け長期変動貸出基準金利（パーソナルプライムレート））により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（当 J A の個人向け長期変動貸出基準金利（パーソナルプライムレート））により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.30％、0.40％、0.60％、0.80％のいずれか。）。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（0.80％）（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td><td>20 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>4,064</td><td>11,375</td><td>18,319</td><td>34,177</td><td>47,928</td><td>59,347</td></tr></table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	保証料（円）	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347				
お借入期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年													
保証料（円）	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347													
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 2 0 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>なし</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年 0. 3 0 %</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %	団体信用生命共済（連生）	年 0. 2 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 3 0 %	がん保障特約付団体信用生命保険	なし	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0. 3 0 %	団体信用生命保険（ワイド）	年 0. 3 0 %
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %																		
団体信用生命共済（連生）	年 0. 2 0 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 3 0 %																		
がん保障特約付団体信用生命保険	なし																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0. 3 0 %																		
団体信用生命保険（ワイド）	年 0. 3 0 %																		
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 3 0 %																		
手数料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300 円 ②一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、当 J A に対して次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… J A 所定金額 ②一部繰上返済の場合… J A 所定金額 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、当 J A に対して 5, 5 0 0 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、当 J A に対して 5, 5 0 0 円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 本支店設置の苦情等受付窓口にお申し出く																		

	ださい。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店設置の苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要になります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A 愛知東